

幕別町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル（技術提案書等）に関する質問回答書

平成24年10月5日

NO	質問事項	回答
1	敷地は、現庁舎敷地平面図にある緑とピンクに着色部分と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ※「現庁舎敷地の平面図」は、幕別町新庁舎建設基本設計業務プロポーザルの実施の公告（平成24年8月20日）の際に、町ホームページに参考資料として掲載したものです。同様のものを今回も追加資料として公表します。
2	敷地内にある建物、構造物で残さなくてはならないもの、移設の必要があるものがあればご教示下さい。	特にありません。 なお、現庁舎は、新庁舎建設後に解体することになります。
3	敷地周辺の鮮明な洪水ハザードマップがあればご提示ください。（インターネット上のデータは粗いので）	十勝川と途別川が大雨によって増水し、町内で堤防が決壊した場合の「浸水想定区域図」を追加資料として公表します。 なお、現庁舎の北西を流れる猿別川の氾濫を想定した浸水想定区域図については、北海道において調査が行われていないため、未作成です。
4	建築基準法における斜線、日影制限などのほかに、景観法、開発関係等の法規制で、高さ制限、階数、色彩、壁面後退など制限がありましたらご教示ください。	建築基準法以外の法令においては、ご質問の内容に関する制限はありません。
5	新庁舎の敷地内に必要な、公用車駐車場、来庁者駐車場、職員駐車場の台数をご指示ください。	新庁舎の敷地内（現庁舎解体後の敷地を含む）には、来庁者の駐車場の確保を優先に考えております。具体的な台数については、基本設計の段階で協議してまいりたいと考えております。 なお、現在想定している各駐車場の台数は、幕別町新庁舎建設基本構想（案）の15・16ページをご参考にしてください。
6	現在の庁舎の平面図等、各部署の配置がわかるものがあればご提示ください。	現庁舎の一般平面図（面積表を含む）、機構図、配置図を追加資料として公表します。 なお、現庁舎の部署等の配置状況（H24.4.1現在）は、幕別町新庁舎建設基本構想（案）の12ページにも掲載していますので、ご参考にしてください。
7	隣地境界線で公園の範囲、河川、民地の配置など具体的に明示願います。（日影規制にかかため）	追加資料として「止若公園の範囲等」を公表します。
8	前面道路の拡幅はあるでしょうか。（敷地南側及び東側の道路と敷地図の境界線にはずれがあり、拡幅しているように見えるため）	拡幅又は拡幅予定はありません。
9	インフラ状況（電気・ガス・水道・下水道）を教えてください。	ご質問にあります現庁舎の状況は、電気、ガス（プロパン）、上水道、下水道、灯油、A

NO	質問事項	回答
		重油となっております。
10	既設庁舎の年間燃料使用量（電気・ガス・水道・油）＋費用（電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金、油料金）を教えてください。	<p>平成23年度（H23. 4. 1～H24. 3. 31）における状況は次のとおりです。</p> <p>【電気】 使用量 277,778kWh 使用料 4,541,318円</p> <p>【ガス（プロパン）】 使用量 253m³ 使用料 159,327円</p> <p>【上水道】 使用量 1,684m³ 使用料 490,056円</p> <p>【下水道】 使用量 1,684m³ 使用料 271,124円</p> <p>【灯油】 使用量 5,946L 使用料 535,097円</p> <p>【A重油】※ 使用量 55,000L 使用料 4,818,450円</p> <p>※現庁舎は、西隣の町民会館に設置しているボイラーを町民会館と併用しているため、上記のA重油の使用量・料は町民会館の使用分も含まれています。</p>
11	「新庁舎の規模は…(中略)…概ね5,000m ² から5,300m ² 程度」とありますが機械室面積も含めると解釈して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
12	敷地内に埋設されている暗渠の盛換えも提案に含めて宜しいでしょうか。	ご提案していただくことは、問題ありません。
13	敷地の地盤レベルがわかる資料があれば貸与して頂けないでしょうか。	<p>本年5月に実施した地質調査結果のボーリング柱状図を追加資料として公表します。</p> <p>前回、参加表明に関する質問回答書の公表（H24. 8. 29）に際し、追加資料として公表したものと同一ものです。</p> <p>なお、敷地の標高については、追加資料として公表する「現庁舎敷地の平面図」をご参考にしてください。</p> <p>また、国土地理院のホームページにおいて、「標高がわかるWeb地図」が試験公開されていますので、ご活用ください。</p>
14	敷地求積図があれば貸与して頂けないでしょうか。	<p>一般平面図（面積表を含む）を追加資料として公表します。</p> <p>No. 6に同じです。</p>
15	既存庁舎の一般図があれば貸与して頂けないでしょうか。	<p>一般平面図（面積表を含む）を追加資料として公表します。</p> <p>NO. 6に同じです。</p>
16	計画敷地は、第一種住居地域に該当します。	庁舎は、建築基準法（第48条関係）別表第

NO	質問事項	回答
	この敷地に5,000㎡程度の役場庁舎を新築する場合、許可申請を行うと考えて宜しいでしょうか。	2 (ほ) 項第4号に規定する「(政令で定めるものを除く。)」に該当するため、申請を行う必要はありません。
17	本計画地は、災害時の一次避難場所又は避難所として指定されますでしょうか？	現在、「幕別町地域防災計画」の見直し作業中ではありますが、現段階において、新庁舎を避難所又は新庁舎敷地を避難場所として指定する予定はありません。
18	開発行為の申請に関わる設計は、本事業に含まれていないと考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。
19	工事中も必要な駐車台数を、敷地内で確保すべきでしょうか。	今後の基本設計等の段階で協議してまいりたいと考えております。
20	既存庁舎の平面図を頂けないでしょうか。	一般平面図（面積表を含む）を追加資料として公表します。 NO. 6に同じです。
21	基本構想に記載されている人員、台数などの数値は、守らなければならない設計条件と考えて宜しいですか。	新庁舎の基本設計業務は、基本的に今後正式に決定する幕別町新庁舎建設基本構想に基づいて進めていくこととなります。 また、基本設計等の段階では、本町職員で構成する幕別町新庁舎建設検討委員会及び幕別町新庁舎建設検討部会において検討の上、議会や町民に説明し、意見収集を行って進めていく必要があることから、本業務の受託者となった相手方とも協議を積み重ねてまいりたいと考えております。
22	公園用地を全て庁舎の新築用地として使用することは可能ですか。	追加資料として公表する「現庁舎敷地の平面図」の緑とピンクに着色部分の範囲を新庁舎の建設予定地としております。 参考として、現庁舎の真上からの航空写真を公表しますが、建設候補地の西側（写真の左端）には、巨木・古木が植生していることも考慮してください。
23	公園用地の地盤レベルが低くなっていますが、水没した経緯がありますでしょうか。	新庁舎建設予定地である公園敷地では、冠水した事例はありません。 建設予定地は、追加資料として公表する「現庁舎敷地の平面図」、「止若公園の範囲等」をご参考にしてください。
24	駐車台数は290台の想定ですが、町民会館前駐車場など、庁舎外敷地での処理が可能な台数について、お教え下さい。	庁舎外敷地の駐車場は、町民会館前駐車場（60台）とわかば幼稚園西側駐車場（64台）の2箇所を本庁勤務職員の駐車場として使用を想定しています。 なお、これらの駐車場は各施設利用者の使用を優先し、併用することを想定しています。 現在想定している駐車場の詳細については、幕別町新庁舎建設基本構想（案）の15・16ページをご参考にしてください。
25	現在、井水の使用はありますか。水質はどうでしょうか。	井戸の使用はありません。